



栃木県公報

平成25年
11月15日(金)
第2531号

目次

告示

- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 887
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 887
- 木材業者登録簿の記載の変更..... 888
- 予定保安林..... 888
- 解除予定保安林..... 889
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 889
- 道路の区域の変更..... 890
- 道路の供用開始..... 891
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 891

公告

- 認定特定非営利活動法人の認定..... 891
- 県営土地改良事業の特別減歩の指定..... 891
- 開発行為の工事完了..... 892

調達等公告

- 入札公告..... 892

告示

栃木県告示第579号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
那須塩原市下中野字東原563番1、563番2、624番及び678番6並びに沼野田和字川原639番1及び640番2の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

栃木県告示第580号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
那須塩原市下中野字東原761番1及び761番7の各一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第581号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第9条の規定により、次のとおり登録簿の記載を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福田 富 一

届 出 年 月 日	登録 番号	名 称 又 は 氏 名	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項	変 更 の 理 由
平成25年 10月4日	3044	有限会社 酒主製材所 代表取締役 酒主 文男	日光市塩野室町734- 1	日光市塩野室町1508	住所の変更

(林業振興課)

栃木県告示第582号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福田 富 一

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市北滝字吉平1206、1719-4、1719-6 から1719-9 まで、1743、1745、1749-43から1749-47まで、1749-54から1749-57まで、1749-61、字若林1208、1210から1212まで、1674、1675、1677から1679まで、1682-1、1686、1688、1689、1698、1700、1701-1 から 1701-3 まで、1704、1705、1709、1710、1713、1715、1717、1718-3、字館ノ御前1217-1、1217-2、1603、1604、1608、1610、1618、1619、字松ノ峰1225、1231、1394-1、1394-3、1396-1 から1396-3 まで、1401-1、1403、1408、1416から1418まで、1420-1、1421-1、1425、1427 から 1429 まで、1431-1、1431-2、1432、1449、1450、1454、1456、1457、1460、1461、1465、1468、1475-1、1476、1477、1478-1、1478-2、1479、1484、1485、1487から1491まで、1494、1495、1498、1501、1502、1504-2、1504-5、1504-9、1504-13、1504-16、1504-17、1504-24、1504-25、1504-29、1504-30、1519-1、1519-3、1519-8、1519-10、1519-13、1525、1540、字清水1237-1 から1237-4 まで、1246、1248-1、1250、1252、1253-1、字高田沢1258-1、1258-2、1258-6、1258-7、1259-1 から1259-4 まで、1259-6、1260、1263、1264、1267、1270、字上ノ代1277、1278、1285、1286、1289から1291まで、1294、1295、1311、1312、字ネ々ビカ沢1318-1、1319から1321まで、字富士山1322から1326まで、1335、1336、字豆八沢1342、1343、字乞喰橋1345、1355、字入山1363-1、1363-3、1365-1、1365-2、1366、1367、1368-1、1368-2、1369、字湯泉木1370、字山ノ神1378、1379、1380-1、1381、1384、1386、字中ノ峰1526、1527-1、1527-2、1528、1534-1、1536、字松山1537、1538、1550から1552まで、1554、1555、1558、1559、1565-1、1565-3、1565-4、1565-6、1569、1570、1586から1588まで、1591、字長久保1633、1635-1、1635-4、1636-1、字平群1640、1641、1646-1、1653、1655、1657から1661まで、1667、1668、1670、字剣ヶ峯1769、1770、1776-5 から1776-8 まで、1776-13、1776-15、1776-43から1776-46まで、1776-49、1776-52から1776-54まで、1776-57、1776-59、1776-61から1776-64まで、1776-66、1776-69、字小手谷1777、1779、1780、1782、1787、1789、1790、1803から1805まで、1807、1820-11、1820-20、1820-32、1820-34、1820-41、1820-43、1820-45、1820-46、1820-50、字小前沢1833-2、1834、片田字立沢1436-21、1436-23、1436-24、1436-26、1436-37、1436-39、1436-40、1436-43、1436-51、1436-54、1436-55、字入山1440、

1451から1453まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第583号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 解除予定保安林の所在場所

佐野市長谷場町字柚ノ木718-2・725-2・726-3・727・字桶沢836-2・836-3（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
黒磯ロイヤル薬局	那須塩原市大黒町1-1	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之	平成25年 11月1日	精神通院医療
中央薬局きぬの里店	さくら市上阿久津1779-5	株式会社パワーファーマシー 代表取締役 渡邊 和裕	平成25年 11月1日	精神通院医療
まつやドラッグ調剤薬局	大田原市中央1-3-15トコトコオオタワラ1F	株式会社まつや薬局 代表取締役 松本 寿広	平成25年 11月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局小山花垣店	小山市花垣町1-4-29	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成25年 11月1日	精神通院医療
ひまわり薬局小山店	小山市八幡町2-7-15	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之	平成25年 11月1日	精神通院医療

わかば薬局宇都宮店	宇都宮市陽南3-12-38	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之	平成25年 11月1日	精神通院医療
アズサ薬局	小山市城東5-1-11	株式会社アズサ薬局 代表取締役 鹿倉 勲	平成25年 11月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年11月15日から同年12月16日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
15	前	鹿沼市上殿町166-13から 鹿沼市縦山町592-1まで	9.1～11.2	614.0	
	後	鹿沼市上殿町166-13から 鹿沼市縦山町592-1まで	13.2～14.8	614.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大沢宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
198	前	宇都宮市宝木本町字仁良塚1861-12から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1854-1まで	15.0	33.3	
	後	宇都宮市宝木本町字仁良塚1861-12から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1854-1まで	15.0～20.5	33.3	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小来川清滝線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
277	前	日光市中小来川2935-1から 日光市中小来川2935-2まで	5.0～6.0	88.0	
	後	日光市中小来川2935-1から 日光市中小来川2935-2まで	6.5～8.2	88.0	

栃木県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年11月15日から同年12月16日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
62	一 般 県 道 石 末 真 岡 線	芳賀郡芳賀町大字下高根沢346から 芳賀郡芳賀町大字東水沼1954まで	平成25年11月15日
198	主 要 地 方 道 大 沢 宇 都 宮 線	宇都宮市宝木本町字仁良塚1861-12から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1854-1まで	平成25年11月18日

栃木県告示第587号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	大田原高林線	大田原市山の手1丁目2191-46から 大田原市住吉町2丁目2508-3までの上り線
		大田原市中央1丁目2214から 大田原市住吉町1丁目2508-12までの下り線

(道路保全課)

公 告

○認定特定非営利活動法人の認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により公示する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人自由空間ポー	本郷 秀崇	宇都宮市岩曾町1364番地6	-	平成25年10月16日から平成30年10月15日まで
特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房	陣内 雄次	宇都宮市平松町561番地	-	平成25年10月25日から平成30年10月24日まで

(県民文化課)

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営武名瀬川地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積	特に減ずる地積	摘要
下野市	磯部	堰面	581-2	田	田	1,613㎡	290㎡	
〃	〃	町田	607-1	田	田	2,975㎡	148㎡	
〃	三王山	峯岸	76	田	田	5,927㎡	278㎡	
〃	谷地賀	箕輪	41	田	田	4,806㎡	142㎡	
〃	〃	峯岸	344-1	田	田	1,908㎡	143㎡	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町中央町338番1、338番2、339番1の一部、342番3	下都賀郡壬生町中央町6番41号	林 宝 生

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平成25年度道路沿道の面的評価業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年11月29日（金）から平成26年3月25日（火）まで
- (4) 履行場所 栃木県環境森林部環境保全課内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年11月28日（木）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 平成24年度から過去3年間において、国又は地方公共団体が実施する環境省面的評価支援システムを使用しての面的評価業務受託実績を有すること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県環境森林部環境保全課大気環境担当（栃木県庁本館11階西側）電話 028-623-3188
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年11月28日（木）14時00分 栃木県庁本館10階会議室 2

(3) その他

- ア 入札説明書は、平成25年11月15日（金）から同月27日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(1)の場所において交付する。
- イ この入札に参加を希望する者は、2(4)に係るものとして別に定める「平成25年度道路沿道の面的評価業務委託に関する調書」を平成25年11月27日（水）午後5時15分までに(1)の場所に提出し（ただし、郵送の場合は同日必着とする。）、当該業務に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された書類等については、返却しない。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
- ア 最低制限価格の有無 無
- イ 詳細は、入札説明書による。

(環境保全課)